

公立大学法人静岡文化芸術大学防災規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項及び第36条に基づき、「公立大学法人静岡文化芸術大学危機管理規則」第3条第1号に規定する地震、津波、風水害、その他自然現象の災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の予防・防止を目的として、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理業務について必要な事項を定めるものとする。

(諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防火・防災管理について必要な事項は、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防災規程の適用範囲)

第3条 この規程は、本学職員、教員、学生、常駐業者（以下、「本学関係者」という。）及び一般来学者に適用する

第2章 組織体制

(管理権原者)

第4条 管理権原の及ぶ範囲は、大学建物及び敷地内すべての場所とする。

2 前項の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という）は、理事長兼学長とし、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

3 管理権原者は防火・防災管理者を選任する。

4 その他任務及び必要な事項は「公立大学法人静岡文化芸術大学防災計画」（以下、「防災計画」）により定める。

(防火・防災管理者)

第5条 防火・防災管理の徹底を図るため、本学に防火・防災管理者を置き、管理権原者が選任する。

2 防火・防災管理者は本学財務室長またはこれに準ずる職のものとする。

3 防火・防災管理者の業務及びその他必要な事項は、防災計画により定める。

(防火・防災管理委員会)

第6条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。

2 防火・防災管理委員会の委員長は理事長兼学長とし、構成は別表1のとおりとする。

3 防火・防災管理委員会委員長は、会議を年一回以上招集し、防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき、臨時に開催するものとする。

4 委員長は必要に応じ、小委員会、分科会等を設置することができる。

5 防火・防災委員会の審議事項等、その他必要な事項は防災計画により定める。

(防火・防災担当責任者及び火元責任者)

第7条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火・防災担当責任者を置き、部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を置く。

- 2 防火・防災担当責任者及び火元責任者は、管理権原者が選任し、別表2の通りとする。
- 3 防火・防災担当責任者及び火元責任者の業務及びその他必要な事項は、防災計画により定める。

(自主点検検査員等)

第8条 火災予防上、安全な状態に建物を維持管理するため、自主点検検査員を置く。

- 2 自主点検検査員は財務室職員及び火元責任者で構成し、次の業務を行う。
 - (1) 消防用設備等の外観点検等の実施
 - (2) 防火・防災管理者への点検実施結果の報告
- 3 自主点検検査員の業務及びその他必要な事項については、防災計画により定める。

(自衛消防隊)

第9条 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、別表3のとおり自衛消防隊を編成するものとする。

- 2 勤務時間内(昼間)においては、火災発生の通報及び地震等の災害発生と同時に自衛消防隊は消防活動等を行う。
- 3 自衛消防隊隊長(以下、「隊長」という)には、事務局長をもって充て、各種災害の状況を判断し、自衛消防活動上必要な指揮及び命令を行う。
- 4 自衛消防隊副隊長(以下、「副隊長」という)には、事務局次長をもって充て、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 防火・防災管理者は、消防法施行令第4条の2の8に定める統括管理者として、自衛消防隊全体の管理・監督を行うものとする。
- 6 自衛消防隊に総務班、消火班、搬出警備班、工作班、避難誘導班、救護班を置き、別表3に掲げる任務を行う。
- 7 各班の班長、副班長および班員は隊長が指名する。
- 8 自衛消防隊各班員及びその他必要な事項は、防災計画により定める。

(災害対策本部)

第10条 次の第1号から第4号の大規模な災害が発生するおそれがあるとき、または、発生したとき、管理権原者は、別表4のとおり、公立大学法人静岡文化芸術大学災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報で巨大地震警戒または巨大地震注意が出されたとき
 - (2) 浜松市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき
 - (3) 本学校地に大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき
 - (4) 管理権原者が災害対策を必要と求めるとき
- 2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、理事長兼学長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部職員を指揮監督する。
 - 3 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、理事(法人経営)をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 副本部長に事故あるときは、副学長が、その職務を代理する。
 - 5 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充て、災害対策本部の事務に従事する。
 - ・副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、図書館・情報センター長
 - ・事務局長、事務局次長、財務室長(防火・防災管理者)
 - 6 管理権原者は必要に応じて災害対策本部会議を招集する。構成は議長に本部長、副議長に副本部長、議員に本部員を充てる。
 - 7 管理権原者は災害対策本部および災害対策本部会議において、第5項及び第6項に掲げる者以外の者を招集し、意見等を求めることができる。

- 8 副本部長及び本部員以外の教職員は、災害対策本部の指示により行動するものとする。
- 9 災害対策本部の任務は、次のとおりとする。
 - ア 地震・災害情報等の収集及び本学関係者に必要な情報の伝達
 - イ 本学関係者に対する指示及び避難状況の把握
 - ウ 本学関係者及び一般来学者の人的被害及び施設設備等の被害状況等の把握
 - エ 被災者の救助及び損傷した施設設備の応急処置
 - オ 本学が実施する応急対策の情報提供
 - カ 授業、定期試験、入学試験、本学イベント等の緊急対応
 - キ 災害応急対策の県、市等への要請
 - ク 被災した本学関係者及び一般来学者への緊急支援措置
 - ケ その他緊急的に措置を講ずる必要がある応急対策
 - コ 災害対策本部の解散の決定
- 10 災害対策本部の権限は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 事案の処理にあたり、役員会、経営審議会をはじめ、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。
 - (2) 事案の処理にあたり、災害対策本部が行う決定は、他の学内組織のあらゆる決定に優先する。
 - (3) 災害対策本部は、前号の決定内容について、学生及び教職員等に報告しなければならない。
- 11 災害対策本部の設営及び災害対策本部会議の準備等は、自衛消防隊総務班が所掌する。
- 12 災害対策本部のその他必要な事項は、防災計画により定める。

(災害対策本部の権限)

- 第11条 災害対策本部は、その事案の処理にあたり、役員会、経営審議会をはじめ、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 2 前項に規定する事案の処理に当たって災害対策本部が行う決定は、他の学内組織のあらゆる決定に優先する。
 - 3 災害対策本部は、前項の決定内容について、学生、教職員等に報告しなければならない。

(防災センター)

- 第12条 本学の防災センターを中央監視室に置く。
- 2 防災センター勤務員は、中央監視室員として本学が設備管理業務を委託した者とする。
 - 3 防災センターの役割等その他必要な事項は、防災計画により定める。

第3章 防災教育等

(防災教育及び訓練の実施)

- 第13条 防火・防災管理者は、本学関係者の防災意識の高揚と防災技術の向上を図るため、防災教育及び防災訓練を実施するものとする。
- 2 防災教育の内容は次のとおりとする。
 - (1) 防災計画の周知徹底
 - (2) 火災予防上の遵守事項
 - (3) 建物からの避難及び避難誘導に関すること

- (4) 防災訓練に関すること
 - (5) その他防災上必要な事項
- 3 防災訓練は、年1回以上行うものとする。
- 4 防災訓練に関するその他必要な事項は、防災計画により定める。

(火気の使用制限等)

第14条 防火・防災管理者は、火災発生の危険又は人命安全上必要があると認められる場合は、その旨を学内放送等により本学の教職員及び学生等に伝達するとともに火気の使用制限及び禁止等の火災予防上必要な措置を行うものとする。

(通報連絡)

第15条 火災の発生及び地震による災害を発見した者は、直ちに自衛消防隊隊長若しくは副隊長又は防火・防災管理者へ連絡する。なお、火災の発生にあつては消防機関に通報するものとする。

(火災予防、避難管理上の遵守事項)

第16条 日常における火災の予防及び火災等発生時における避難を容易にするため、本学に出入りするすべての者は、次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検を行い、安全を確認すること。
 - (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓し、必要に応じて消火器等を用意しておくこと。
 - (3) 学内には危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと。
 - (4) 下校時にはタバコの吸殻、ガス栓、電灯及び冷暖房機等の点検を行うこと。
 - (5) 廊下、階段、避難口等には避難上障害となる物品等は置かないこと。
 - (6) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- 2 次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。
- (1) 教室等において、火気使用設備器具の増設及び移動をする場合
 - (2) 鍵の管理方法や施錠位置を変更する場合
 - (3) 学内において工事を実施する場合
 - (4) その他防火・防災管理上必要と認められる場合

(勤務時間外における防火・防災・防災管理等の委託)

第17条 夜間及び休日等勤務時間外（以下、「勤務時間外」という）における防火・防災管理等の業務（校舎の火災の早期発見、火災発生時における通報と被害の拡大防止等、警備）については、中央監視室及び守衛室に常駐する業者に委託し、受託した業者は、防火・防災管理に努めるものとする。

- 2 火災及び地震等による災害を発見した場合は、直ちに防火・防災管理者に連絡をする。なお、火災の発生にあつては消防機関に通報するものとする。

(勤務時間外における災害発生の参集)

第18条 防火・防災管理者は、管理権原者の命により、勤務時間外において、南海トラフ地震臨時地震情報の発令又は大規模災害が発生したときに本学に参集する教職員（以下、「参集要員」という）を指名する。

- 2 参集要員及び参集する基準については、「公立大学法人静岡文化芸術大学参集計画」により定める。

附 則

この規程は、令和6年12月11日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

防火・防災管理委員会 組織表

	静岡文化芸術大学	備考
委員長	理事長兼学長	管理権原者
副委員長	理事 (法人経営)	
委員	副学長	
	文化政策学部長	
	デザイン学部長	
	文化政策研究科長	
	デザイン研究科長	
	教務部長	
	学生部長	
	キャリアセンター長	
	文化・芸術研究センター長	
	図書館・情報センター長	
	国際交流センター長	
	入学試験・高校大学連携センター長	
	地域連携センター長	
	事務局長	自衛消防隊長
	事務局次長	自衛消防隊副隊長
財務室長	防火・防災管理者	

※必要に応じ、小委員会、分科会等を設置するものとする。

別表2 第7条及び第8条関連

防火・防災担当責任者及び火元責任者組織表

防火管理者	防火・防災担当責任者		火元責任者	
	責任範囲	氏名	管理・点検する場所	氏名
	役員室、事務室（事務関係倉庫を含む）、会議室、保健室、職員休養室		役員室、会議室	
			事務室（事務関係倉庫を含む）	
			保健室、職員休養室	
	文化・芸術研究センター（機械室、電気室を除く）、事務室（210）		文化・芸術研究センター（機械室、電気室を除く）	
			事務室（210）	
	自由創造工房、ギャラリー		自由創造工房、ギャラリー	
	講義室、教室、工房（自由創造工房を除く）、演習室、準備室、助手研究室、教員研究室、学部事務室、非常勤講師室、教員印刷室、教員交流室、体育館、和室、学生ホール、学生ラウンジ、学友会室、部室、ロッカーコーナー、同窓会室、国際交流センター		講義室、教室	
			工房（情報系工房及び自由創造工房を除く）	
			演習室（コース演習室を除く）	
			情報系工房、準備室、コース演習室	
			助手研究室	
			教員研究室	
			学部事務室、非常勤講師室、教職員印刷室、	
			教員交流室、大学院研究室、国際交流センター	
			体育館（機械室、電気室を除く）、和室	
			学生ホール、学生ラウンジ、学友会室、ロッカーコーナー（北棟・南棟）、同窓会室、部室	
	図書館・情報センター（機械室、電気室を除く）、コンピューター室		図書館・情報センター（機械室、電気室を除く）	
			コンピューター室	
	キャリアオフィス		キャリアオフィス	
	エントランスホール、講堂、中央ホール、会議室（112）、守衛室、警備員控室、中央監視室、設備保守員控室、電気室、機械室、清掃員控室、清掃用具庫、塵芥室、便所、学生食堂、購買、ガスガバナース室		エントランスホール、講堂	
			中央ホール、会議室（112）	
守衛室、警備員控室				
中央監視室、設備保守員控室、電気室、機械室				
清掃員控室、清掃用具庫、塵芥室、便所				
学生食堂、購買				
ガスガバナース室				

自衛消防隊 組織表

隊長（事務局長）	
副隊長（事務局次長）	
防火・防災管理者（財務室長等）	
※消防法施行令第4条の2の8に定める統括管理者	
<p>総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等の通報 ・災害情報等の学内への伝達 ・災害対策本部の設置運営 ・教職員等の把握（被害状況を含む） ・関係機関、報道機関等との連絡、情報収集 ・食糧、飲料水等の確保 ・状況に応じた各班員の配置 	<p>消火班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等の点検 ・初期消火活動、延焼防止措置
<p>搬出警備班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品等のとりまとめ、保管、搬出 ・消防活動の妨害排除 ・警備、部外者の立入禁止措置 	<p>工作班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、火気使用設備器具の点検 ・落下物の除去、固定 ・危険物の除去、破損箇所の応急処置（二次災害発生防止措置） ・施設・設備の被害状況の把握
<p>避難誘導班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員等の避難誘導、避難場所での把握 ・避難経路、避難場所の確保 ・建物内部の残留者の搜索 ・学生等の把握（被害状況を含む） 	<p>救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等の確保 ・救護所の設置 ・負傷者の救出、応急処置 ・応急処置後の応援要請

別表4 第10条関連

公立大学法人静岡文化芸術大学災害対策本部 組織表

	静岡文化芸術大学	備考
本部長	理事長兼学長	管理権原者
副本部長	理事（法人経営）	
本部員	副学長	
	文化政策学部長	
	デザイン学部長	
	文化政策研究科長	
	デザイン研究科長	
	教務部長	
	学生部長	
	図書館・情報センター長	
	事務局長	自衛消防隊長
	事務局次長	自衛消防隊副隊長
	財務室長	防火・防災管理者

- ・災害対策本部会議は、本部長が議長、副本部長が議長、本部員が議員を務める。
- ・災害対策本部および災害対策本部会議において、上表以外の者を招集し、意見を求めることができる。
- ・災害対策本部設営及び災害対策本部会議の設営及び準備等は、自衛消防隊総務班が所掌する。